

～トピックス～

1. 結局どうなった？電子取引データの保存方法
2. 税務カレンダー（2024年12月、2025年1月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

大きい声を出して、いつも元気にニコニコしていれば、
たいていのことはうまくいきます

樋口廣太郎（アサヒビール中興の祖）

※経営者100の言葉より引用

結局どうなった？電子取引データの保存方法

◆大騒ぎした電子帳簿保存法

電子帳簿保存法の電子取引データの保存は、令和6年1月からは保存要件に従って行うことが義務付けられました。ただし、令和5年までに措置された「宥恕措置」に代わり令和6年からも「猶予措置」が用意されており、なし崩し的に緩やかなルールに落ち着いたという感想です。

実際に個人事業者・法人が「最低限何をやらなければならないのか」を見てみましょう。

◆最低限の前に、求められていること

電子取引データのデータ保存には大きく2つのことを求められています。「可視性の確保」と「真実性の確保」です。

可視性の確保とは、モニタや操作説明書の備付けと検索要件の充足で、真実性の確保とは、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規定の制定と遵守です。要するに取引データをPCで検索できるようにしておくのと、データの訂正や削除をする際の規定を作っておきなさい、ということです。

ただし、検索要件については、2課税年度前の売上が5,000万円以下か、電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理してあり、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるよう

していれば不要です。

◆最低限必要なのは「できない理由」？

電子取引データの保存の要件を満たせない場合でも「猶予措置」が設けられていて、その要件は「ルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所属税務署長が相当の理由があると認める場合」と「税務調査等の際に、電子取引データのダウンロードの求めか、電子取引データを印刷したものの提示や提出の求めに応じることができるようにしている場合」を満たしていることです。ちなみに「相当の理由」について事前申請等は不要です。

つまり、「人手不足」「資金不足」「システム整備が間に合わない」等のできない理由の準備と、電子取引データを消さないように保存しておけば、現状最低限、電子取引データの保存については大丈夫ということになります。

ただ、経理のICT化・DX化は生産性UPにも繋がります。電子帳簿保存についても、自社のタイミングでルール策定やシステム改修をご検討ください。

記事提供元：ゆりかご倶楽部「税務会計トピックス」

2024年12月の税務

12月10日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

翌年1月6日

●10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

2025年1月の税務

1月10日

●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

1月31日

●支払調書の提出

●源泉徴収票の交付

●固定資産税の償却資産に関する申告

●11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

一緒にいると楽しい人、疲れる人



ジャンル	自己啓発・マインド		
著者	有川真由美		
出版社	PHP研究所		
出版日	2017年04月04日		
評点			
総合	3.7	明瞭性	4.0
革新性	3.0	応用性	4.0

「あの人と一緒にいると、時間が経つのを忘れてしまうほど楽しい」「心が穏やかになる」。そんな知人や友人はいないだろうか。一方で、「一緒にいるとなんだか疲れてしまう」という相手もいるかもしれない。両者の違いは、どこにあるのだろうか。

本書では、「一緒にいて楽しい人」と「疲れる人」の思考と行動を解き明かし、誰もが「一緒にいて楽しい人」になれる方法を教えてくれる。

著者の有川真由美氏は、働く女性を応援する数多くの著書を持つベストセラー作家だ。本書も2017年に刊行されてから支持され続け、発行部数が10万部を超えるロングセラーとなっている。

本書では、話題の探し方や会話を展開させる方法のほか、気持ちのいい人であるためのポイントが紹介されている。それと同時に、「疲れさせる人」の特徴も紹介する。自分がそうならないか、いま一度振り返りたい。

「一緒にいて楽しい人」になれば、人間関係がスムーズになり、物事がうまく運ぶようになる。本書を読むことで、そのヒントが得られるはずだ。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



藤居税理士事務所

〒542-0081

大阪府大阪市中央区南船場2-3-4 日宝長堀ビル405

TEL : 06-4256-4489 E-Mail : info@taxfujii.com

WEB : https://www.taxfujii.com